



シンガポール GST ニュース

移転価格調整に関する GST の取扱いに係る新 e-Tax ガイド

在シンガポール 日系企業の皆様

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを受け賜り、厚くお礼申し上げます。

移転価格 (TP) 調整に関する GST の取扱いに係る新 e-Tax ガイド

シンガポール税務当局 (IRAS) は、新しい e-Tax ガイド「財貨およびサービス税 (GST): 移転価格調整」を 2020 年 11 月 9 日に公表しました。

新ガイドでは、関連者間取引における TP 調整に関する GST の取扱いについて説明しています。本ガイドの要点を以下にまとめました。

TP 調整に係る GST の取り扱い

TP の調整は、財貨・サービスの供給又は輸入の当初の価額が GST の観点から過小又は過大評価されていることを示唆していると言えます。したがって、以下のような GST の調整が必要になる場合があります。

- 財貨・サービスの供給又は輸入価格の上昇をもたらす TP 調整

TP 調整の結果、財貨・サービスの供給又は輸入価格に上振れが生じ、価格の上振れが財務諸表を通じて行われる場合(すなわち、財貨の原価の変更又は財貨・サービスの輸入原価の変更の認識)、または TP 調整が法人所得税計算上益金算入または損金算入される場合には、GST の上方調整が必要です。

- 財貨・サービスの供給又は輸入価格の下落をもたらす TP 調整

TP 調整の結果、財貨・サービスの供給又は輸入価格に下落が生じ、価格の下落が財務諸表を通じて行われ、かつ TP 調整が法人所得税計算上益金算入又は損金算入される場合には、GST の下方調整が必要です。

必要な GST 調整は、財貨・サービスの供給及び輸入の性質によって次のように異なります。

取引の性質	GST の上方・下方調整
過去の標準課税取引	標準課税取引及び output tax(GST 申告の Box 1 と Box 6)の額を増減します。
過去の免税(ゼロ・レート)取引	免税取引の額を増加させます(GST 申告の Box 2)。ただし、input tax の配分式で免税取引額の増加によって発生する追加 input tax の申請を見送る場合には、GST 調整は必要ありません。 TP 下方調整には GST 調整は必要ありません。
過去の非課税取引	非課税取引の額を増加させます(GST 申請の Box 3)。 TP 下方調整には GST 調整は必要ありません。

*財貨又はサービスの供給が不課税取引である場合には、GST の調整は必要ありません。

取引の性質	GST の上方・下方調整
GST の対象となる輸入品	TP 上方調整により輸入品の価額が増加した場合、シンガポール税関(SC)の自主的開示プログラム(VDP)を介して修正を提出し、SCに追加のGSTを支払うための短期支払許可を取る必要があります。シンガポールでは、コンプライアンスの負担を軽減するために、各賦課年度毎のTP調整に単一の短期支払許可を利用できるようにしています(すなわち、同じ賦課年度内であればTP調整を各輸入許可に帰属させる必要はありません)。次に、通常のinput tax控除のルールに基づいてinput taxとして支払われるGSTを請求するために、課税対象輸入品およびinput tax(GST申告のBox 5とBox 7)の金額を増やす必要があります。 輸入GSTが以前に支払われていない、Major Exporter SchemeのようなGST停止/延期スキームの下で輸入が行われた場合には、課税対象輸入額を引き上げる必要があります(GST申告のBox5)。SCにVDPを提出したり、追加のGSTを支払う必要はありません。 一方、GST申告において以前に支払われた輸入GSTの全額を還付請求したGST登録事業者によるTP下方調整の場合、過払い分の還付は行われません。GST登録事業者が輸入GSTの全額を還付請求する権利がなく、また請求していない場合(例えば、輸入GSTが非課税取引と課税取引の両方に帰属していたため)、GST申告において過払いGSTの還付請求することができま

す。GST 非登録事業者は、SC に還付を申請することができます。

リバース・チャージの対象となる輸入サービス

サービスに係る調整については、事業者は、標準課税取引及び output tax の金額(GST 申請の Box 1 と Box 6)並びに輸入サービス及び input tax の金額(GST 申請の Box 14 と Box 7)を増減する必要があります。

*TP の調整が、輸入投資貴金属及び輸入サービス(例: 免税取引のサービス提供)のようなリバース・チャージの対象とならない非課税輸入品に関連する場合には、GST の調整は要求されません。

行政的減免措置

IRAS 及び SC は、GST の調整が一定の状況下においては全体的な税効果をもたらさないことを認識しており、事業者のコンプライアンス・コストを削減するため、次のような場合、TP 調整に対応する GST 調整を不要とする管理上の減免措置が付与されます。

状況	備考
課税輸入品	TP 調整が行われた時点で、財貨・サービスの輸入について input tax の全額控除を受けることができる事業者である場合、又は輸入サービスがリバース・チャージの対象外の場合。事業者は、TP 調整が行われる所定の会計期間及び関連する全期間を通じて、全額 GST 控除を受ける権利を有している必要があります。 事業者が GST グループに属している場合、そのグループは全額 GST 控除を受ける権利を有している必要があります。
標準課税取引	TP 調整が行われた時点で、関連者である顧客は、サプライヤーからの供給について全額 GST 控除を受ける権利を有し、またサプライヤーも、購入及び関連の費用に関して全額 GST 控除を受ける権利を有する場合。
免税及び非課税取引	事業者が、TP 調整が行われた時点で、購入及び関連費用に関して全額 GST 控除を受ける権利を有する場合。TP 調整の結果、非課税取引額が増加した場合、サプライヤーは取引額増加後も全額 GST 控除を受ける権利を有する場合。

*関税の対象となる自動車の輸入には、減免措置は適用されません。

事業者は IRAS や SC に(財貨の輸入に影響を与える TP 調整について)書面で減免措置を要求する必要がある代わりに、条件が満たされるかどうかを自己評価する必要があります。

減免措置が適用され、GST の修正が不要な場合、事業者は GST に関して顧客に追加の請求書またはクレジット・ノートを発行したり、過去の輸出入許可証を訂正する必要はなく、また GST 申告を調整する必要もありません。一方で事業者は、関連者との間で発行または受領した請求書などの関連証憑および記録を保持し、当局の要請に応じて提出する必要があります。

GST の調整

GST 調整に関しても下記の一般的な認識のタイミングに関するルールが適用されます。したがって、必要な調整は所定の会計期間中に行われる必要があります。

- 財貨及びサービスの供給に係る TP 調整に関する請求書/クレジット・ノートの発行時または支払の受領時のいずれか早い時点;

及び

- 輸入サービスに係る TP 調整に関する請求書/クレジット・ノートの発行時または支払の履行のいずれか早い時点。

ただし、次のような例外があることにご留意ください。

状況	認識のタイミング
リバース・チャージに関する調整	調整は、他のリバース・チャージに一貫して適用される同じ認識タイミングのルールに基づいて行われる必要があります。すなわち、帳簿入力日または支払日のいずれか早い方に調整を行う必要があります。あるいは、事業者がより長期の関連する期間の終了時においてリバース・チャージに GST を計上することを選択する場合は、当該期間の終了時に必要な TP 調整も行う必要があります。
追加の output tax の会計上の修正	事業者が、請求書を発行していない、又は関連者の顧客から支払を受けていない場合は、財貨が移転された日、関連者の顧客が当該財貨を利用できるようになった日、またはサービスが実施された日から 12 ヶ月が経過した時点のいずれかで、GST 申告において GST 調整を行う必要があります。TP 調整が 12 か月経過後に行われる場合、事業者は TP 調整が行われる所定の会計期間内に GST 調整を行わなければなりません。
リバース・チャージに対する追加の output tax の会計上の修正	事業者が関連者から TP 調整のための請求書を受領しないか、または支払を行わない場合、事業者は、サービスの受領から 12 ヶ月経過後に GST 申告において GST 調整を行う必要があります。

一般的に、TP 調整から生じる GST 調整について、同調整が上記の期間内に行われ、かつ以下の全ての条件が満たされる場合に限り、ペナルティは課されません。

- TP 調整について照会された場合は、IRAS または SC と完全に協力すること;及び
- 全ての支払が完了するまで、追加の GST を支払うために IRAS または SC に対し支払または手配を行うこと。

財貨・サービスの提供及び輸入サービスの価値の配分方法

通常、TP 調整は一定期間にわたる取引に関連するため、特定の取引に対する TP 調整を追跡することは困難な場合があります。コンプライアンスを容易にするために、GST の調査官は、以下のファクターを使用して TP 調整を配分することにより、事業者が財貨等の価値に対して GST 調整を行うことを容認しています。

- 標準課税、免税、非課税または不課税の財貨等の比率:当該比率を適用するにあたって、TP 調整に関連する取引の分類を特定します。
- 要した時間/売上/サービスを楽しむ最終顧客数:この配賦基準は、地域またはグローバルの法人に対して実行されるサービスに関連する費用の配賦に適しており、TP 調整が関連する取引分類が特定された後にのみ適用することができます。

使用される配賦基準は、全ての関連する取引に一貫して適用される必要があります。その他の方法については、これらがどのように財貨の種類を合理的に反映しているかを説明する書面を事業者が提出することにより、GST 調査官の承認を求める必要があります。

維持管理すべき証憑記録及び文書

以下の記録は、該当する場合、TP 調整が行われた所定の会計期間の終了時から 5 年間維持する必要があります：

- TP 調整の金額と、支払が受領された場合はその証拠が示された請求書及びクレジットノート(該当する場合)
- TP 調整の影響を受けた購入請求書及び支払が行われたことを示す証拠 (該当する場合)
- TP 調整の影響を受けた輸入許可証と出荷に対して行われた価格調整
- 関連する契約書
- TP 調整の配分と選定した配賦基準(もしあれば)を説明する文書。また、文書は、TP 調整が関連する取引の分類及び GST 調整に対する配分の計算を明確に示す必要があります

これらの書類は、要請がない限り IRAS に提出する必要はありません。

Deloitte Singapore の見解

グローバル化の進展に伴い、関係者間のクロスボーダー取引が増加しています。税務当局はまた、TP 調整によって生じる関税および間接税への影響を認識し始めており、これはすなわち事業者が関連者間取引に対して行う TP 調整を認識し、GST への影響を評価する必要があることを意味しています。この e-Tax ガイドの発行は時宜を得たものであり、GST と関税に関する TP 調整の取扱いについてより確実性と明確性を提供するものとして、GST の納税者に歓迎されることでしょう。

各輸入許可書に各 TP 調整を帰属させる代わりに、各賦課年度毎に単一の短期支払許可書を事業者に認める行政的減免措置は、納税者にとって励みとなる兆候であり、税と関税当局の間のギャップを埋めるために必要な措置であると言えます。これにより事業者は管理上の負担を軽減し、時間とリソースを節約することが可能となります。

また、納税義務のある GST 納税者(すなわち、全額 input tax 還付を受ける権利を有する GST 納税者)にとっても、当該減免措置の下では TP 調整に対応する GST 調整を行う必要がないこと、及び SC に開示する必要がないことは良いニュースであり、GST コンプライアンス・コストを削減することができると考えられます。

しかしながら、GST の納税者は、現在のプロセスを見直して、必要な全ての TP 調整が GST 申告上認められるか、あるいは、減免措置を受けられないとするならば SC への自主的開示が別途必要かどうかを決定する必要があります。これらに該当しない場合は、GST 申告上減免措置の対象となっていない TP 調整、または SC に自主的に開示されていない TP 調整を管理するために必要なプロセスを実施し、多額の罰金を科されるリスクを未然に防ぐ必要があります。

過去の TP 調整について、対応する GST 調整を行っていない場合や SC に自主的開示を行っていない場合で、上記の減免措置を受ける資格がない場合は、IRAS や SC に可及的速やかに連絡し、その問題について IRAS や SC に開示するとともに、是正手続きについても同意することを推奨します。

連絡先

上記またはその他の詳細については、以下に記載されている連絡先またはシンガポールのタックス・リーガルチームのメンバーまでお問い合わせください。

平山 真澄 (Masumi Hirayama)

国際税務
(プリンシパル)
Deloitte Singapore

+65 6800 2828

mahirayama@deloitte.com

五十嵐 潤 (Jun Igarashi)

SEA 日系企業移転価格統括
(パートナー)
Deloitte Singapore

+65 9244 3909

juigarashi@deloitte.com

木谷 聡 (So Kitani)

グローバル・エンプロイヤー・サービス
(シニアマネジャー)
Deloitte Singapore

+65 6530 8051

sokitani@deloitte.com

橋元 由里子 (Yuriko Hashimoto)

移転価格
(マネジャー)
Deloitte Singapore

+65 6932 5571

yurhashimoto@deloitte.com

Deloitte Singapore Japanese Services Group Tax ウェブサイトに過去の移転価格・税務セミナー・ニュースレターを載せております。詳細はこちらをご確認ください。

<https://www2.deloitte.com/sg/en/pages/tax/articles/japanese-services-group-tax.html>



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.



Deloitte's 175th milestone year is the first anniversary to be acknowledged and celebrated globally.

This uniquely unifying moment offers the opportunity to demonstrate the value of Deloitte's role in the world—past and future. Deloitte has been making an impact that matters for 175 years and will continue to do so for many years to come.

Get in touch



Deloitte Singapore | Add Deloitte as safe sender

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Singapore

In Singapore, services are provided by Deloitte & Touche LLP and its subsidiaries and affiliates.

Deloitte & Touche LLP (Unique entity number: T08LL0721A) is an accounting limited liability partnership registered in Singapore under the Limited Liability Partnerships Act (Chapter 163A).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2020 Deloitte & Touche LLP